

〈企画展「小吉 勝海舟を育んだ父」プレイバック⑤〉

収蔵資料に見る勝小吉（夢酔）の生涯 ～「大御所時代」の終焉と小吉～

星川 礼応

### 1 保科栄次郎屋敷への「預け」とその背景

旗本岡野家の経営再建のため、摂津国御願塚村（岡野家知行所）で資金調達に成功した小吉（夢酔）は、天保10（1839）年12月9日に江戸に「凱旋」し、岡野家と大川丈助とのトラブルを何とか処理し終えることが出来た。小吉をして「金を拵に是ほどの骨を折たは、是迄尅ばんだ」と言わしめたこの一件を収めたことで、小吉の周囲からの信望は一層高まった。

翌天保11年の2月から同年9月にかけて、小吉は「他行留」（外出禁止）のペナルティを課されてしまう。これは、小吉が無届出で江戸を離れて上方に赴いたことが小普請組頭に露頭したためであった。小普請組頭は「二度あることは三度ある」とでも思ったのだろうか、小吉が「なぐさみ」のため再び江戸を出奔したものと誤解したらしい。この約半年余の謹慎中、小吉は先日助けた岡野融貞（孫一郎）からの手当を寝食に充て、暇つぶしに庭いじりをして過ごしたというが、友人が岡野家一件の荒増を組頭に上申して小吉を弁護したことで誤解が解け、謹慎は解除された。

謹慎中の庭いじりでDIYに目覚めたのか、その後、小吉は中二階を建てたという。

さらには趣味で茶を始め、茶道具を買い揃えるようになった。この道楽により再び金欠に陥った小吉は、女郎屋から借金するようになる。その対価として、岡野家の中間部屋

（「中間」＝奉公人が住む長屋）から借り受けた不良者を女郎屋に派遣し、用心棒として働かせた。小吉の稼業は隣町にかけて手広く行われ、その恩恵に預かった女郎屋や家々は小吉に礼金や盆暮の肴代を差し入れるようになる。この収入により、小吉はにわかには優雅な暮らしを手に入れた。

しかし、羽振りが良いのは一時限りのことであった。天保12年、小吉は大きな災厄に見舞われる。『夢酔独言』には次のように書いてある。

〔参考1〕『夢酔独言』（抄出）

金はわく物のよふにして遣たが、其翌年二月から気分悪くなって、大病になったものだから、いろゝゝ療治をしたらば、八月末に少よくなったから、押てさわんで（＝騒いで）あるひたが、とふゝゝ十二月はじめから大病になって、からだがむくみて寝返りも出来ぬよふになったが、あんまり大そふに威をふるった故、頭より尻が出て、其月の廿二日に虎の門の内の保科栄次郎といふ息子が相支配へおしこめられた。

大病故にかごで来たが、漸々翌年の夏比に全快した。そふすると本所でおれが貸した道具も金も、四十両ばかりは出しておゐたが、なんにもみんながよこさなるよふになった。おれはしらなゐでふい（＝不意）に保科へ来たから、心当は不断なにもしないでいた故に、今はびんぼうしてこまるが、しかたがなるとよふゝゝあきらめた。

災厄の第一は、2月に発病した「大病」である。体のむくみで寝返りも出来ない程の痛みを伴っている様子を見る限り、脚氣かっけ（ビタミン欠乏症の一種）を患ったものと推測される。小吉は約半年間にわたり苦しみ、8月に小康状態になると再び遊び歩いた。しかし、大騒ぎして無茶が祟ったせいか、12月に入ると病が再発している。

災厄の第二は公儀による処罰である。闘病中の12月22日、小吉は旗本・保科栄次郎ほしなえいじろう（永次郎）（1）の虎ノ門新道の屋敷に「預」あずけ（中々近世、犯罪人等の身柄を第三者に預け拘禁する刑罰）となった。保科家は、戦国期以前から信濃国（現・長野県）の国人領主であった保科氏の系譜をひく（2）2500石の旗本家で、当時、小吉の息子・麟太郎（のちの海舟）とは「相支配」あいしはい（小普請組の同僚）の関係であった。

小吉が罰せられた直接的な原因は、小普請組頭に不良行為が露顕したことだったらしい。しかし、傍線部から、当初小吉には心当たりがなく、処罰の執行が突然だったことが窺われる。病中で体の身動きが利かない小吉は、言われるがまま駕籠に押し込められ保科

家に送られた。こうして、小吉は長年慣れ親しんだ本所の地を去ることになったのである。なお、このことに関する記述が、後年の刊本にある。

## 〔参考2〕『海舟先生』（抄出）

〔前略〕 其時分、（筆写註、海舟の）父の夢酔（〓小吉、筆写註）は、水野越前守の改革により、預けと称する刑に処せられ、同役の家に預けられた。其の時、夢酔は病気に罹って床中に在り、家には一銭の餘財も無く、止むを得ず少年の先生（〓海舟、筆写註）自らが凡ての処置をせられたそうだ。先生の話に、

四両二分で家を買ったことがある。道具屋が殿様だから買ふのだと、ひどいぢやないか。同役の家は二間だけで、其のうちへ同居したのだ。此の預けは後に許されたが、実にこの時は困ったヨ、大雨は降る、屋敷は安く売る、同役のうちでは家族の多い上にたった二間へ、病人のおやぢ（〓小吉、筆写註）と、お袋（〓信、筆写註）や子供（〓海舟の息女・夢、小吉の息女・順と花、筆写註）が押し込んだのだから、それは、辛い事であつたヨ。

〔後略〕

右は、海舟の知友であつた旧旗本・戸川残花（安宅）とがわざんか やすいえが明治43（1910）年に刊行した『海舟先生』という書籍に掲載された一節<sup>（3）</sup>である。

冒頭の傍線部にもあるように、小吉の処罰は老中・水野忠邦（越前守）みずのただくに えちぜんのかみによる天保の改革の中で行われた。儉約と風俗の肅正を掲げた忠邦の改革は、まさに天保12年から同14年にかけて断行され、不良旗本と目された小吉も処罰の対象とされたのである。

そもそも天保の改革とは、幕府財政の悪化と綱紀の乱れが進んだ第11代將軍・徳川家斉（天保8年4月、將軍職を嫡男家慶に譲り大御所）いえなり時代の揺り戻しでもあつた。

ここで家斉時代の概要をまとめておこう。一橋徳川家出身の家斉は、第10代將軍・家治死去の翌年である天明7（1787）年に將軍職を継ぐと、家治の下で権勢を振るつた老中・田沼意次を罷免し、第8代將軍・徳川吉宗の孫（田安德川家出身）である陸奥白河藩主・松平定信を老中に起用する。定信は早速、祖父・吉宗の「享保の改革」を模範

として、田沼時代に弛緩した幕政の引き締めを図るが、失脚（寛政の改革）。その後、幕閣に残った定信派（寛政の遺老）の影響力が次第に薄れると、家斉は自ら幕政に君臨するようになる。家斉時代の特色の一つとして、しばしば「賄賂政治の横行」や「幕政の腐敗」が挙げられる。家斉の豪華な気質とも相まって生じたそれらの現象は、社会にも影響を与え、江戸町人の間では華美かつ退廃・享樂的な「化政文化」が花開いた。

そして、これらの端緒の一つとされてきたのが、文政元（1818）年における家斉側近・水野忠成ただあきらの老中就任である。当時、小吉は血氣盛んな17歳であった。そして、家斉が死去し、俗に言う「大御所時代」が終焉するのが、小吉処罰の約11ヶ月前に当たる天保12年閏正月7日。つまり、小吉が青年く壮年期を送った23年間は、まさに家斉時代の只中であつたと言ふことが出来るのである。『夢酔独言』には、賭博や富くじが盛況する江戸の市井の様子が描かれているが、これは家斉時代の世相の反映に他ならない。小吉の奔放な生活は、かような弛緩した社会的風潮の中だからこそ成り立ち得ていたと言えよう。しかし、家斉の死と水野忠邦の台頭により幕政が弛緩から緊張へと転換したこと、小吉が享受した一時代は終焉を迎え、逆風がその身を襲ったのだった。

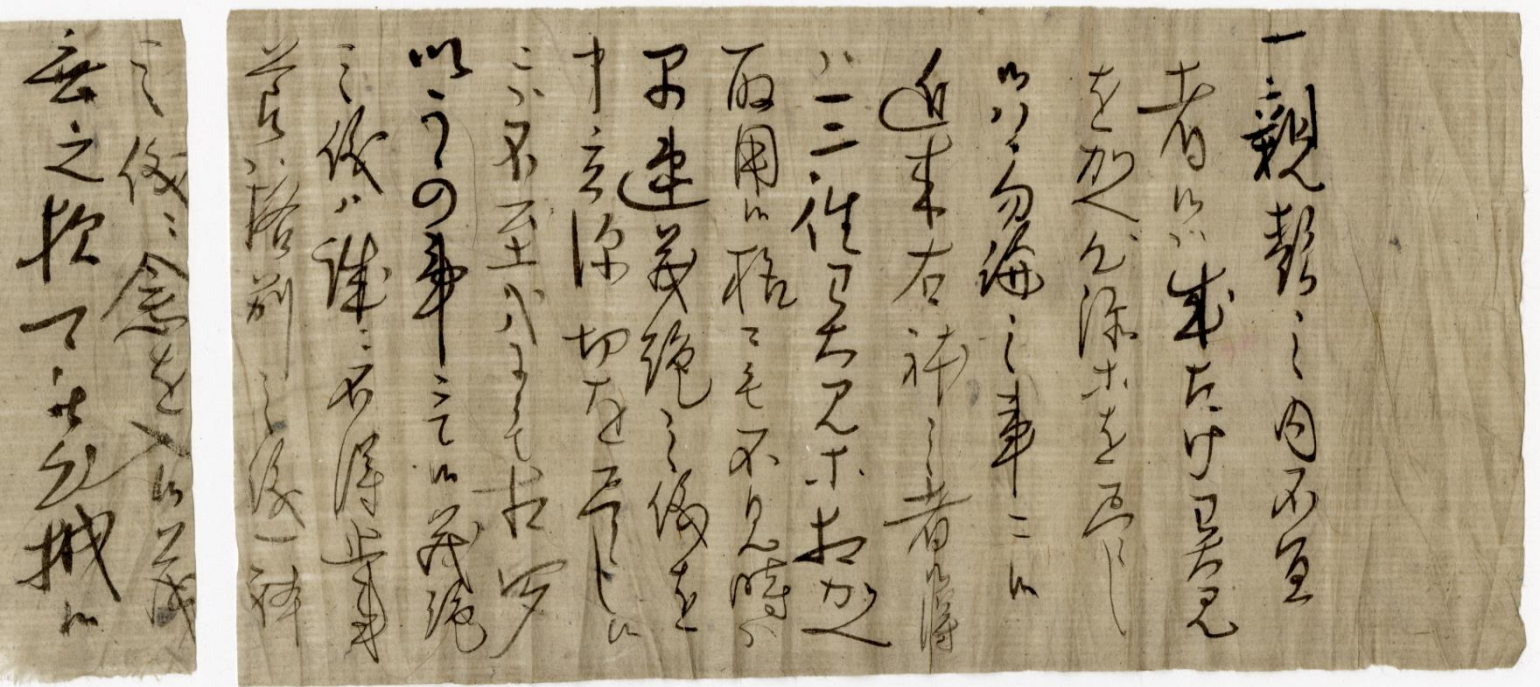
## 2 麟太郎の「罪」と「罰」

ここで気になるのが、処罰の範囲である。「参考2」を見ると、保科家に押し込められたのは問題行動の当事者であつた隠居の小吉のみならず、当主・麟太郎（当時19歳）や信（小吉の妻、海舟生母）、そして子供たちに至るまで連座していたことが分かる。一家まとめて、雨漏りがする僅か二間の空間に押し込められたのだった。

冒頭でも述べた通り、小吉は、岡野家救済のためとは言え、無届で上方に行った廉により、この前年に外出禁止を言い渡され、本所入江町の家に蟄居ちつきよしている。しかし、その時の処罰対象は小吉単身に留まっていた。大口勇次郎氏は、小吉が「隠居の身分だったの」で、勝家の処分にいたらなかった」としている<sup>(4)</sup>が、それならば何故、天保12年12月の処罰はより厳しいものになったのだろうか。戸川残花の文章は、小吉が「病気に罹って床中に在り、家には一銭の餘財も無」かつたため、海舟（麟太郎）が全ての処置を行うし

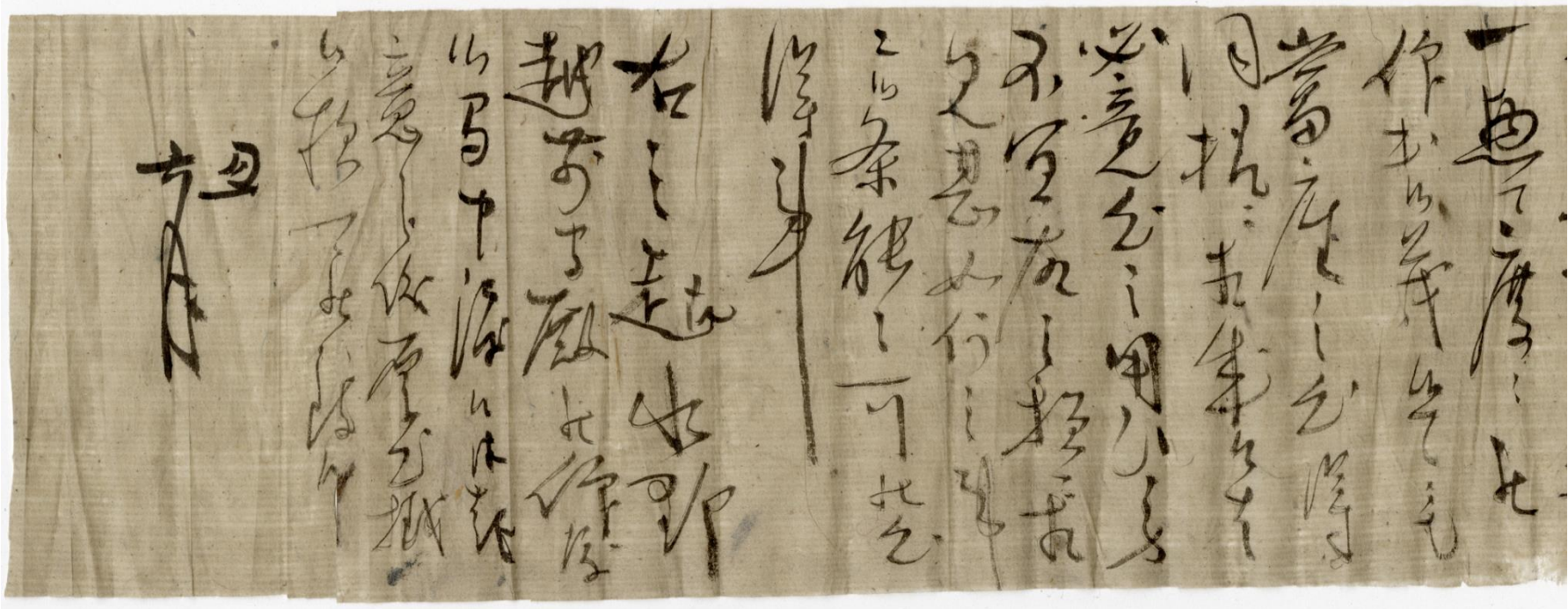
かなかつた、というニュアンスで読み取り得るが、本当にそれだけであつたらうか。この疑問に一つの回答を提示し得る資料が、今回新たに発見された。

〔資料8〕 天保12年6月 某申達写(カ)



- 一、親類之内不宜者候ハ、成たけ異見を加へ、心添等を尽し候ハ、勿論之事ニ候、近来右躰之者候得
- ハ、三往異見等相加へ取用候様ニも不見時ハ早速義絶之儀を申立、深切を尽し候
- ニハ不至哉に候て相聞、いかゝの事ニて候、義絶之儀ハ誠ニ不得止成節ハ格別之儀、一躰之儀ニ念を入候義無之様、可被心掛候、

(続く)



一、惣て度々被

仰出候義候ても、

当座之心得

同様ニ相成候者、

必竟心之用ひ方

不宜故之様ニ相

見、甚如何之事

ニ候条、能々可被心

得候事、

得候事

右之趣、水野

越前守殿被仰渡

候間、申渡候御趣

意之御儀厚心掛

候様可被致候、

丑  
六月

この資料には差出人の署名も宛名も記されておらず、一見すると誰が誰に宛てたかが判然としない。ここで手がかりとなるのが、後半部②に見える「丑」という干支と、傍線部のくだりである。

まず、傍線部は「右の内容は、水野越前守殿が仰せ渡されたことなので、申し渡しの御趣意のことについては、厚く心掛けるように致しなさい」と現代語訳することが出来る。

ここから、本書が水野忠邦からの意向を伝達するためのものであることが分かり、「丑」は「己亥」の干支に当たる天保12年に比定される。つまり本書は、小吉ら勝一家が保科家に預けられる半年前の天保12年6月に、幕府関係者が発給した資料ということになる。

但し、黒ずんだ料紙は漉返紙すきかえしがみ（当時の再生紙）で、良質な紙が使われていないこと、差出・宛名などを欠いていること、筆跡の粗さなどから、正文（原本）ではなく、受取者が作成した写しと見るべきであろう。では、その受取者とは誰か。

これを推定する手がかりを求めて、傍線部以前のパートを順次読み解いていくとしよう。ここは箇条書きとなっており、一つ書きが二つ含まれている。

まず一つ目①を現代語訳すると、次のようになる。

親類の中に良からぬ者があれば、その者に対してなるべく意見をし、注意・忠告等を尽くすことは当然のことである。

近頃は右のような者がいた場合、三度意見などを加え、それでも意見を用いる様子にも見えない時は、速やかにその者の義絶を申請して、親切を尽くしてやるには至らないのではないかと聞く。（このようなことは）遺憾なことである。

義絶のことは、本当にやむを得ない折には格別（の処置が必要）である。

良からぬ者一人のことに執着することが無いよう心掛けなさい。

途中の「いかゝの事二候」の解釈に苦しむが、②にも「如何之事」という表現があり、ここでは「遺憾之事」の意味で使われているので（後述）、ここも同様に解釈しておく。

いずれにせよ、こここの記述内容は、親類中に不良者がいた場合の対処方法に関する水野忠邦の考えである。「まずは注意・忠告を尽くし、それでも駄目なら義絶ぎせつ（肉親の縁を絶つ

こと、絶縁）もやむを得ない。不良者一人に情をかけるな」という趣旨である。彼の天保の改革における根本理念は、儒教的禁欲主義にあった<sup>(5)</sup>とされる。中盤で、肉親の絶縁について遺憾の念を滲ませているところに、理想（子の親に対する「孝」を重んじる儒教の教義）と現実（社会における素行不良者の横行）との狭間で葛藤する忠邦の姿が垣間見えるようで興味深い。最終的に忠邦は老中として現実への対処を優先している。

続いて、二つ目の箇条書き②も解釈してみよう。

おしなべて、これまでも度々公儀からの命令があったのに、ここしばらくの心得がこれまでと同様に変わらないのは、つまるところ、心の用い方が宜しくないからであるかのように見える。甚だ遺憾な事である。よって、よくよく心得なさい。

本書の受取者は、それまでも身内の不良者に関して、公儀（公、ここでは幕府）から注意を受けてきたようである。それでも一向に改善が見られないことについて、忠邦は苛立ちを見せている。

天保12年6月という発給時期、忠邦の意向の内容、本資料が海舟の手許に伝わったことを総合的に考えると、資料冒頭の「親類之内不宜者」とは小吉、公からその義絶を迫られている本書の受取者は、当時、勝家当主であった麟太郎に比定するのが妥当であろう。

このことを踏まえた上で、再び『夢酔独言』（参考1）を読むと、あることに気が付く。12月22日の処罰が小吉にとって極めて唐突な出来事であったことは既に述べた通りだが、これは、麟太郎がその半年以上前から小吉の更生、さらには義絶を幕府に命じられていながら、小吉はその一切を知らなかったということの意味する。息子の側近くで同居しているながら、父がこうした様子を全く察知出来なかったのは何故であろうか。これについては確たる明証が得られないので、もはや想像を逞しくする他無い。

そんな中で唯一確かな事実は、その半年間、麟太郎がこうした状況を父に伏せていたということである。生涯を通じ、父・小吉について口外すること自体少なかった麟太郎（海舟）が、「資料8」に関するような処罰当時の子細を明らかにすることはついになく、その心情は麟太郎当人のみぞ知る。それでも敢えて察するとすれば、19歳の息子は当時病身



だった隠居の父に心配をかけさせまいと慮り、全てを一身で抱え込んだのではなかったか。かつて自身が病犬に股間を噛まれ生死の境を彷徨さまよった際、介抱を余人に任せず、自ら必死に世話をしてくれた父を絶縁することなど、麟太郎の選択肢には無かったであろう。しかし、それは同時に、幕府の命令に背く行為に他ならなかった。旗本家の当主自らが幕府の命令を無視し、身内の不良者を庇い続けたこと。それが麟太郎の罪であり、勝家の一家全員が連座して保科家に預けられるに至った原因であったかもしれない。

### 3 おわりに

天保14年初冬、小吉が預け先の「鶯谷庵おうごくあん」と名付けた家屋で謹慎中に執筆したのが、かの『夢酔独言』である。その末文には次のように記されている。

#### 〔参考3〕『夢酔独言』（抄出）

男たるものは決而おれが真似おマ、ををばしなゐがいゝ、  
孫やひこが出来たらば、よくゝゝこの書物を見せて、身のいましめにするがいゝ。  
今は書くにも気がはづかしい。

これといふも無学にして、手跡も漸々二十余になつて手前の少用が出来るよふになつて、いゝ友達もなく、悪友斗りと交た故、能事は少も気がつかぬから、此よふの法外の事を、ゑい勇がふけつと思た故、みな心得違して、親類、父母、妻子までいくらのくろふを掛たかしれぬ、

肝心の旦那へは不忠至極をして、頭取様へも不断に敵対して、とふゝゝ今の如くの身のうへになつた、

幸に息子が能つて孝道してくれ、又娘が能つかへて、女房がおれにそむかなる故に、まんぞくで此年まで無難に過たのだ、

四十二になつて始て人輪マ、倫倫の道かつは君父へつかへる事、諸親へむつみ、又は妻子下人の仁愛の道を少ししつたら、是迄の所行がおそろしくなつた、よくゝゝ読であちおふべし、子々孫々まであなかしこ、

傍線部の中に「肝心の旦那へは不忠至極をして、頭取様へも不断に敵対して」というくだりがある。このくだりは解釈が分かれるところと思うが、小吉が不忠を働いた「旦那」とは、旗本の小吉が「忠」を尽くすべき主人、つまり徳川將軍家を表しているように思われる。そうすると、小吉が敵対した「頭取様」とは、自らを罰した老中・水野忠邦を指しているだろうか。いずれにせよ、このくだりは天保の改革時に幕府に背いた結果没落したことを、小吉なりに表現している可能性が高い。その上で、そんな自分に孝道を尽くしてくれる息子（麟太郎）や、世話を焼いてくれる妻子らへの深い感謝を記しているのである。

家族に苦勞をかけては後悔を重ねる一方、諦観ていかんの余りなかなか素行を改めることが出来なかった小吉。それまでは自分一人が反省をすれば済んできたが、一家全員が処罰の対象にされたことで、いよいよ自分のこれまでと家族に向き合う必要に迫られたであろう。

今回紹介した「資料8」から読み取られる息子・麟太郎の苦勞を、後々になって小吉がどの程度知ったか、或いは知らなかったかについては定かでない。しかし、保科家の狭い一室に腰を落ち着け、家族と共に過ごす時間を持てたことで、小吉はようやく人倫・仁愛の「道」を悟ることが出来たのだった。

次回からは、『夢酔独言』執筆後の、これまで全く知られてこなかった小吉の晩年の様子について、新出資料により光を当てていく。「暴れ者」として半生を過ごした小吉が、一体どのような余生を過ごし、その生き様は麟太郎にどのような影響を与えたのか。いよいよ本展の核心部分に迫っていく。

（攔筆）

<sup>1</sup> 『江戸幕臣人名辞典』（新人物往来社、1989年）は、嘉永3（1850）年に43歳だった「保科栄次郎」（祖父・保科主税、父・保科岩之丞）の経歴を記す（小川恭一編著『寛政譜以降 旗本家百科事典』第4巻、東洋書林、1998年）。この人物が、小吉ら勝家一同を預けられた保科栄次郎（永次郎）に該当すると思われる。

因みに、栄次郎の子・俊太郎は、慶応元（1865）年に仏蘭西学伝習御用を命ぜられ、同2年には歩兵差図役頭取として幕府陸軍に所属（小川前掲書より）。その翌年には、パリ万国博覧会に第15代將軍・徳川慶喜の名代として派遣された徳川昭武（慶喜異母弟）の一行に通訳として参加する（『維新史料綱要』7巻、209頁）など、元治・慶応期に幕閣で海舟とニアミスすることとなる。

<sup>2</sup> なお、『寛政重脩諸家譜』第2輯（寛政11〜文化9年成立、國民圖書、1923年）304頁に、「保科永次郎正棟」の祖先として保科正貞（甚四郎）の二男・正英の名が記されている。これによると、正英は小出吉英（大和守）の実子だったが、正貞流浪時にその実子・正景が行方不明になったため、母が正貞の姉妹であった縁により、第3代將軍・徳川家光治世期の寛永16（1639）年10

月26日に正貞と養子縁組した。しかし、慶安元（1648）年に正景が家に復帰したことにより正英は廃嫡。寛文元（1661）年の正貞死後には、その遺領1万7千石の内、1万5千石を惣領の正景が相続。正英は分家して2千石を与えられた。正英の子孫とある永次郎正棟は『寛政重脩諸家譜』編纂当時の正英流保科家の当主と考えられる。

3 戸川残花（安宅）「（九）先生家を賣る」（同『海舟先生』、成功雜誌社、1910年、14～15頁）

4 大口勇次郎『勝小吉と勝海舟 「父子鷹」の明治維新（日本史リブレット人 66）』（山川出版社、2013年、15頁）

5 浅見隆「水野忠邦」（『日本大百科全書』22、小学館、1994年）